

白川村立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

〈目次〉

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2, 3
5. 関連する取り組み、今後のフォローアップについて	4

令和8年 4月

白川村教育委員会

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、公立の義務諸教育学校等の給与等に関する特区别措置法第8条に基づき策定するものである。

教育職員の業務の適正管理及び健康確保を図ることにより、自分自身の能力を發揮し、授業づくりなど学校教育の質を高め、こどもたちの学びをより充実させることを目的とし、白川村教育大綱に掲げた目標を達成するための取組の一環として位置づける。

今後は、本計画に基づき、学校・教育委員会・保護者・地域が一体となって働き方改革を推進し、こどもたちのための教育の質をさらに高めていく。

(2) 白川村の現状

本村では、白川郷学園の教育職員の在校等時間の上限を定める方針として「白川村立白川郷学園に勤務する岐阜県教育職員の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずるべき措置に関する規則」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

本学園の教育職員の時間外在校等時間の状況(令和6年度並びに令和7年度)は、以下の通りであった。

【令和6年度 令和7年度 時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
R6年度 R.6.4~R7.2(11カ月)	月 28時間32分	0.4%	0.0%
R7年度 R.7.4~R8.1(10カ月)	月 40時間32分	41.3%	0.4%

令和7年度の時間外在校等時間が45時間を超える割合が40%以上と多くなっている。教科担任制による教材研究並びに準備、研修校としての研究など、特定の教育職員の業務が多くなっているなどの課題がある。業務の削減や精選と合わせて、一部の教育職員に負担が集中しないような業務の平準化を進めることが必要である。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は次のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 1カ月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- イ 1年間における1カ月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。
- ウ 1年間における時間外在校等時間の平均時間を年間360時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数を10日以上にする。
- イ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%以下にする。

3. 計画の期間

令和8年度～令和12年度(5年間)

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

学校運営協議会地域活動部を中心に、保護者や地域の方の見守り活動を推進する。

学校徴収金の徴収・管理

給食費の公会計化に続き、研修旅行費、PTA会計等、様々な会計管理業務の負担軽減を進める。

地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

学校運営協議会や教育研究所が中心となり、地域の方との連絡調整を進める。

ただし、地域と学園との繋がりが疎遠にならないよう十分配慮する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

調査・統計等の回答

校務支援システムや保護者連絡システム等の機能を活用することによって、学校に発出される調査・統計等への回答に係る事務負担を軽減する。

学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

ウェブサイトの作成・管理業務は、教育委員会事務局と共に行い負担を軽減する。

ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

村費(会計年度任用職員)によるICT支援員を必ず配置し、日常的なICTに関するサポート業務を担う。

部活動

休日の部活動の地域移行に続き、平日の部活動の地域移行を各部活の状況や段階に合わせて遂行する。

ウ教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

授業準備、学習評価や成績処理

授業準備や採点作業等を補助する支援員を配置するとともに、デジタル技術等の活用を促進する。

校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、作業や処理等の事務負担を軽減する。

学校行事の準備・運営

地域公開日など、PTAや学校運営協議会と役割の分担をするなど負担の軽減をする。

支援が必要な児童生徒・家庭への対応

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的知見を活用しつつ、連携協働した支援体制を構築する。

(2)学校における措置の推進

学園の教育課程における年間授業時数や、週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1086単位時間以上)編成されている場合に

は、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

(3)教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- 時間外在校等時間が月80時間を超えるなど長時間労働による過労が疑われる職員やストレスチェックにより高ストレスが認められた職員へは、保健管理医等の面接指導を行うなど必要な取組を行う。
- 11時間を目安とする勤務時間インターバル(休憩時間)の確保に取り組む。
- 定時退校日を月4回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に一斉閉庁日を必ず設定する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、学園教育職員の在校等時間の状況を把握し、教育委員会定例会及び総合教育会議において報告することとする。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、統合型校務支援システム等で把握し、その他の目標については、教職員アンケートの結果から把握する。
- 教育委員会において、学園の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、校長等に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる場合や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっていることに対しては、当該年度中に速やかに状況が改善されることを目指し、校長を通して個別の支援・指導を実施する。
- 学園の働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え、本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- 保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体的な項目について協力を得られるよう取り組む。